

山形県農林水産部余裕期間制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県農林水産部及び各総合支庁産業経済部（以下「発注者」という。）が発注する建設工事の請負契約において、受注者の施工体制の効率化（施工時期の平準化）による生産性の向上及び工事の品質の確保のため、発注者が示した工事着手期限日までの間に、受注者が工事に着手する日（以下「工事着手日」という。）を選択できる余裕期間制度について、その契約方式の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、農林水産部及び各総合支庁産業経済部が発注する建設工事とする。ただし、他の工事に影響を及ぼす場合や一定の工期で実施する必要がある場合等（予算の制限に関するものを含む。）は、この限りでない。

(工事着手期限日等)

- 第3条 発注者は、当該工事の実工期（工事日数）を算出し、その期間の40%を超えず、かつ、契約予定日から6箇月を超えない範囲内で工事着手期限日を定めるものとする。
- 2 発注者は、あらかじめ定めた工事着手期限日を、入札時等において特記仕様書により明示しなければならない。
 - 3 発注者は、前条ただし書きの規定により余裕期間制度を適用しないときは、特記仕様書にその旨を明記しなければならない。
 - 4 受注者は、契約予定日から工事着手期限日までの期間で任意の日を工事着手日とすることができる。

(工期)

- 第4条 受注者が決定した工事着手日から、発注者が指定する実工期（工事日数）が経過した日までを工期とする。
- 2 発注者が指定する実工期は、標準工期を確保するものとする。

(余裕期間)

第5条 契約締結の日から受注者が決定した工事着手日の前日までの間を余裕期間とする。

(余裕期間内の取扱い)

- 第6条 余裕期間内の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 2 受注者は、余裕期間内に、その責任により現場に搬入することなく資材等の準備を行うことができるが、当該現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。
 - 3 受注者は、余裕期間内については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2第1項第2号へに規定するものをいう。）及び現場代理人を配置することを要しない。

(事務手続)

第7条 特記仕様書に次の事項を記載する。

適用する場合に記載

第〇条 主任技術者等の配置

- 1 契約締結の日から工事着手日の前日までの期間（以下「余裕期間」という。）については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の配置を要しない。
- 2 工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場での専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

第〇条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限日までの間で、受注者は工事着手日を任意に設定することができる。

なお、受注者は、落札決定後、契約書案を提出するまでの間に、山形県農林水産部余裕期間制度実施要領に定める様式（工事着手日報告書）により、発注者に工事着手日を報告すること。

余裕期間内は、受注者の責任により現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

工期：工事着手日から起算して●●●日間

↑※発注者が指定する実工事期間を記載

（ただし、■■■年■■■月■■■日（工事着手期限日）までに工事を開始すること。）

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

※ 契約締結後において、工事着手日の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限日以降に契約締結となった場合には、工事着手期限日から●●●日間で工事を完了させること。

第〇条 CORINS への登録

技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）。

適用しない場合に記載

第〇条 余裕期間制度の適用除外

本工事は、山形県農林水産部余裕期間制度実施要領に定める余裕期間制度の適用対象とならない工事である。

- 2 余裕期間を活用する受注者は、落札決定後、契約書案を提出するまでの間に、「工事着手日報告書」（別紙様式）を提出し工事着手日を発注者に報告しなければならない。なお、工事着

手日報告書が提出されない場合は、受注者は、契約締結の日から起算して30日以内に工事に着手しなければならない。

- 3 発注者は「工事着手日報告書」において報告された工事着手日が、工事着手期限内の着手であることを確認し、速やかに契約を締結するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じ、その都度定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。
- 2 この要領の施行の日前に入札公告又は指名通知を行った案件に係る余裕期間制度の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年3月1日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

別紙様式

年 月 日

(発注者)

様

(受注者)

住所

氏名

印

工事着手日報告書

下記のとおり工事着手日を決めましたので報告します。

記

- 1 工事名
- 2 落札決定日
- 3 工事着手日

※ 上記工事着手日における配置予定技術者は、専任で配置されている他の工事がないこと及び 本工事が専任配置を求めている場合は本工事に専任で配置することを誓約します。

なお、工事着手日に上記技術者を配置できない場合においては、建設工事請負契約約款第48条の規定による契約解除（違約金）及び山形県競争入札参加資格者指名停止要綱による措置を受けても異議を申し立てず、損害賠償についてもその責めを負うことに同意します。